

大口定期預金の中途解約時の適用利率について

高山信用金庫

大口定期預金を中途解約される場合は、預金規定に従い以下のとおり利息を計算いたします。

1. 中途解約時の適用利率について

大口定期預金中途解約の際は預入時の約定利率は適用されず、解約日までの預入期間に応じて以下の方式で求められた中途解約利率が適用されます。

解約時の金利情勢によっては利息が付かないことがあります。特に金利上昇面では、利息が付かないケースが多くなることから、中途解約時にはご注意ください。

(1) 解約日までの日数が1カ月未満の場合

次の A. B. C. により計算した利率のうち、最も低い利率。ただし、計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。

A	解約日の普通預金利率
B	約定利率－約定利率 30%
C	$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(2) 解約日までの日数が1カ月以上

次の A. B. により計算した利率のうち、低い方の利率。ただし計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。

A	約定利率－約定利率 30%
B	$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

※「基準利率」とは、解約日にこの預金の元金を満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

『例』

1年もの大口定期（約定利率年 0.15%、約定日数 365 日）をお預け入れ後 2 カ月（61 日）で解約する場合。

（解約日に残り 10 カ月（304 日）間、新たに預入するとした場合に適用される利率を 0.2% とします。）

① お預け入れ日から 1 カ月以上経過しているので、上記（2）の方式を用います。

② A の算出結果は 0.105%（ $0.15 - 0.15 \times 30\%$ ）

③ B の算出結果は次のとおり（小数点第 4 位以下切捨て）

$$0.15 - \frac{(0.2 - 0.15) \times (365 - 61)}{61} = -0.099$$

0% を下回っているため 0% とします。

④ A と B を比較すると B の方が低いため、適用される利率は 0% となります。

従いまして、この例では解約利息が付かないことになります。

2. お支払い済み中間利息の清算について

解約日までに中間利息をお支払いしている場合は、前記 1 で求められた利率を適用のうえ、算出した解約利息額から既にお支払いした中間利息の合計額を差し引いて清算します。

この際、解約利息額から中間利息の合計額を引ききれない場合は、更に元金より差し引くため、解約時の支払額が元金を下回ることがありますので、ご了承願います。

特に金利上昇局面では該当するケースが多くなります。

※ただし、お支払い済みの中間利息と合算すると元本を下回ることはありません。

『例』

1,000 万の 5 年もの大口定期（約定利率年 0.35%、約定日数 1,826 日）をお預け入れ日から 2 年 1 カ月（760 日）後に解約する場合。

（解約日に残り 2 年 11 カ月（1,066 日）間、新たに預入するとした場合に、適用される利率を年 0.5%とします。）

またお預け入れ日から 1 年後、2 年後に中間利息としてそれぞれ 19,523 円（税引後）、合計 39,046 円（税引後）お受け取りになっているとします。

（運用利率の算出）

① お預入れ日から 1 カ月以上経過しているので、上記（2）の方式を用います。

② A の算出結果は 0.245%（ $0.35 - 0.35 \times 30\%$ ）

③ B の算出結果は次のとおり（小数点第 4 位以下切捨て）

$$0.35 - \frac{(0.5 - 0.35) \times (1,826 - 760)}{760} = 0.139$$

④ A と B を比較すると B の方が低いいため、適用される利率は 0.139%となります。

（解約利息額の算出）

1,000 万円 $\times$ 0.139% $\times$ 760 日 $\div$ 365 日 = 28,942 円・・・税引前利息

28,942 円 $-$ 5,879（税金）= 23,063 円

（支払い済み中間利息の清算）

10,023,063 円（解約時元利金） $-$ 39,046 円（お支払い済み中間利息の合計額）

= 9,984,017 円・・・解約時お受取金額

お支払い済み中間利息合計額と解約利息額の差額 15,983 円を元本から差し引いて清算しています。元本が下回っているようにみえますが、お支払い済みの中間利息を合計すると解約時元利金額となり元本を下回りません。

大口定期の中途解約時のお取り扱いについて、ご不明な点等ございましたら、お取引店へお問い合わせください。

※本ご案内に記載されている計算例の利率、利息額等は一例であり、実際のお取引とは異なりますので、ご注意ください。

2024.6.10 現在